

掛川市条例第26号

掛川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成25年10月1日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、財政の状況を考慮し、掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年掛川市条例第31号。以下「議員報酬条例」という。）に基づいて支給する議員報酬の額の減額のための特例を定めるものとする。

(議員報酬の額の特例)

第2条 掛川市議会の議員が平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に支給されるべき議員報酬の月額、議員報酬条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、議員報酬条例第6条に規定する期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬の月額は、議員報酬条例第2条に規定する額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。